



森川海人っプロジェクトと共に行動するSDGs

SDGs 17の目標より

- No.13 気候変動に具体的な対策を
- No.14 海の豊かさを守ろう
- No.15 陸の豊かさを守ろう

ネイチャー佐賀事業基本方針
佐賀の生物多様性を現状以上に豊かなものにする。

- ・山から川・海へ、命をつなぐ水や、それを育む森や土壌、そこに息づく生き物全ての関わりを理解し守り・良くしていく。



1. 東与賀干潟で行動する SDGs

日時：2023年9月16日（土）9：00～12：00

場所：東よか干潟ビジターセンター「ひかさす」及び周辺（東与賀干潟）

定員：40人（18歳以上の成人、但子供の同伴は可）

① オープニングセレモニー（9：00～10：00）

- ・主催者挨拶他
- ・トークセッション
ひかさすセンター長（古川 尋美 氏）他関係団体より2,3名

② 野外体験「干潟に学ぶ/干潟で遊ぶ」（10：00～11：40）

- ・干潟の生き物観察会
- ・干潟のごみで作る私のアート

③ クロージングセレモニー



2. 嘉瀬川・多布施川で行動する SDGs

日時：2023年10月8日（日）9：00～12：00

場所：「さが水ものがたり館」及び周辺（石井樋公園、多布施川河畔公園）

定員：40人（18歳以上の成人、但子供の同伴は可）

① オープニングセレモニー（9：00～10：00）

- ・主催者挨拶
- ・トークセッション
さが水ものがたり館館長（荒牧軍治 氏）、他関係団体より2,3名

② 野外体験「川に学ぶ/川で遊ぶ」（10：00～11：40）

- ・水辺の生き物観察会
- ・カヌー体験

③ クロージングセレモニー



3. レイクサイド 北山で行動する SDGs

日時：2023年10月（土 or 日）9：00～12：00 10/29（日）

場所：レイクサイド北山「フォレストラボ」及び周辺

定員：40人（18歳以上の成人、但子供の同伴は可）

① オープニングセレモニー（9：00～10：00）

- ・主催者挨拶
- ・トークセッション
フォレストラボ館長（瀧上沙紀氏）、他関係団体より2,3名

② 野外体験「森林に学ぶ/森林で遊ぶ」（10：00～11：40）

- ・森林の生き物観察会
- ・森林の素材を使ったクラフト作り体験

③ クロージングセレモニー



申込問い合わせ先：ネイチャー佐賀事務局

猿渡聖子 Email：nature.saga1993@gmail.com

増田英治 Email：mattahan29@gmail.com

Nature-Saga
自然観察指導員佐賀県連絡会

MORIKAWAKAITO PROJECT

13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る

13 気候変動に
具体的な対策を



- 13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。
- 13.2 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
- 13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
- 13.a 重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020 年までにあらゆる供給源から年間 1,000 億ドルを共同で動員するという、UNFCCC の先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。

13.b 後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。



14. 海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する

14 海の豊かさ
を守ろう



- 14.1 2025 年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
- 14.2 2020 年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。
- 14.3 あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。

14.4 水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020 年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。

14.5 2020 年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の 10 パーセントを保全する。

14.6 開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関（WTO）漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020 年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制（IUU）漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。

14.7 2030 年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。

14.a 海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勧奨しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。

14.b 小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。

14.c 「我々の求める未来」のパラ 158 において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。

15. 陸の豊かさを守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る

15 陸の豊かさ
を守ろう



15.1 2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。

15.2 2020 年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。

15.3 2030 年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。

15.4 2030 年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実にする。

15.5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020 年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。

15.6 国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。

15.7 保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。

15.8 2020 年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。

15.9 2020 年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。

15.a 生物多様性と生態系の保全と持続可能な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。

15.b 保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。

15.c 持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。

